

佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第5号

佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県観光施設条例施行規則（平成17年佐賀県規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県観光施設条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県観光施設条例</u>（平成元年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) <u>条例第1条に規定する観光施設</u>（以下「<u>観光施設</u>」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>(2) <u>観光施設</u>の平等利用が確保されること。</p> <p>(3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>観光施設</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 略</p> <p>（休場日）</p> <p>第4条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「<u>管理の基準</u>」という。）のうち<u>観光施設</u>の休場日は、次に掲げる日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県波戸岬海浜公園条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県波戸岬海浜公園条例</u>（平成元年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) <u>佐賀県波戸岬海浜公園</u>（以下「<u>海浜公園</u>」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>(2) <u>海浜公園</u>の平等利用が確保されること。</p> <p>(3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>海浜公園</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 略</p> <p>（休場日）</p> <p>第4条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「<u>管理の基準</u>」という。）のうち<u>海浜公園</u>の休場日は、次に掲げる日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>観光施設</u>のうちキャンプ場の開場日は、4月1日から10月31日までの日を含む年間7月以上とする。</p> <p>3 略</p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>観光施設</u>(<u>海浜公園</u>のキャンプ場並びに<u>花と冒険の島のコテージ</u>及びキャンプ場を除く。)の開場時間は、1日につき8時間以上とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>観光施設</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>海浜公園</u>のうちキャンプ場の開場日は、4月1日から10月31日までの日を含む年間7月以上とする。</p> <p>3 略</p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>海浜公園</u>(キャンプ場を除く。)の開場時間は、1日につき8時間以上とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>海浜公園</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。